

令和2年第5回笠松町議会臨時会会議録

令和2年11月30日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本臨時会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	6番	田 島 清 美
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	早 崎 千 穂

1. 議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第8号報告 専決処分の報告について
- 日程第5 第76号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認について
- 日程第6 第77号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第78号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第79号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第80号議案 笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結について
- 日程第10 第81号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第11 第82号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 第83号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和2年第5回笠松町臨時議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

5番 川島 功 士 議員

8番 岡田 文 雄 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告をいたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、2点報告させていただきます。

1点目は、監査委員より令和2年度8月分、9月分及び10月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

2点目は、令和2年11月18日に「活気ある地方議会を目指す全国大会」が東京グランドアーク半蔵門で開催され、決議が採択されました。また、11月25日、第64回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、決議が採択されましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。なお、両大会には議長が出席をされました。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） 次に、理事者の報告を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で、笠松中央公民館換気設備改修工事1件、配水管布設替工事1件、以上2件であります。契約金額、契約の相手方、工事内容等、詳細につき

ましては、お手元の議案資料1ページから4ページをお目通しください。

また、令和元年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算書、令和元年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算書、以上の2件について、岐南町及び羽島市より報告されましたので、お手元に配付させていただきました。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第4 第8号報告及び日程第5 第76号議案から日程第12 第83号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第8号報告及び日程第5、第76号議案から日程第12、第83号議案までの8議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、専決処分の報告が1件、令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認1件、笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてほか2件の条例案件3件、笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結について1件、令和2年度一般会計ほか2件の補正予算3件、以上、報告を含め9件であります。

案件につきましては、副町長より詳細説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） おはようございます。

それでは、よろしく願いいたします。

まず、議案の1ページをお開きください。

第8号報告 専決処分の報告についてでございます。

これまで4月1日に臨時議会が開催されても例年3月31日に税条例等の改正は、毎年6月の定例会にこれを報告させていただいております。その前に臨時議会があっても、この専決の報告等は、それに倣って、その次の定例会に報告してきましたが、今後はタイムリーに報告、承認をさせていただくことにしましたので、今後よろしく願いいたします。

それでは、専決処分の報告について説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項の決定について専決処分をしたので、これを報告するものであります。9月30日に専決をさせていただきました。財物事故に係る損害賠償の額の件でございます。

相手方は、愛知県瀬戸市在住の男性であります。事故の概要でございますが、令和2年7月

11日に、笠松町円城寺地内、下田の厩舎の東西線でございますが、この町道を走行中の自動車が、路面の陥没部分にタイヤを落とし、左前タイヤとサスペンションを損傷したものでございます。損害賠償の額は4万6,586円であります。示談の成立日は令和2年9月30日。責任割合は、当方が30%で、相手が70%であります。この財源につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険で対応させていただきます。

続きまして、3ページから8ページにわたっていますが、第76号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため、町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものでございます。

10月30日に専決をさせていただきました。補正額は159万5,000円であります。

8ページの歳出を御覧いただきたいと思います。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第5目 町民バス運行費におきまして、内容でございますが、令和2年10月からのバス増便に伴う運行管理体制の見直しを行ったことによる自動車運転管理業務委託料を159万5,000円増額するものであります。

内容的には、タウンミーティング等で御意見を踏まえまして、朝晩の増便、あるいは総合病院の玄関口へ乗り入れを行ったわけですが、1時間1本運行、大体これまで50分程度で運行しておりましたが、コースを若干変えたことにより、どの便もトイレに行けないほどの過密運行になってしまいました。この運転手の労働基準に関する取決めで、4時間を超した場合は30分以上休息を取らなければならないという、そういった基準がございまして、これまでの運転手の体制を拡充するものでございます。4人で運行していたものを1人プラスして5人による運行に変えるものでございます。

もう少し詳しく申し上げますと、8時46分から10時41分、それから15時46分から17時41分、これは役場で運転手が交代して運転することにより安全運行を確保させていただく内容の補正となっております。

財源につきましては、財政調整基金を全額充てさせていただきました。

なお、7ページの第2表の債務負担行為もこの金額を限度額を引き上げさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

続きまして、9ページ、議案資料では5ページから6ページになっております。

第77号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、令和2年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容を考慮し、議会議員の期末手当の支給に関し、所要の規定整備を行うものであります。

9ページの改正条例の第1条関係ですが、条例第5条第2項の期末手当の支給割合を改正するものであります。こちらは12月1日の適用であります。12月の期末手当を2.25月から2.20月、0.05月引き下げるものであります。これにより年間支給月数は4.5月から4.45月になります。

なお、改正条例の2条関係では、先ほどの0.05月の引下げを6月と12月に分散して均等に振り分ける改正を行うものであります。こちらは令和3年4月1日の適用になります。

施行期日は公布の日であります。第2条の規定は令和3年4月1日からであります。

続きまして、10ページの第78号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和2年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定の内容等を考慮し、特別職の期末手当の支給に関し、所要の規定整備を行うものであります。議員の皆さんと同様の内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、11ページの第79号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

令和2年の人事院勧告に基づく一般職の給与改定に伴い、所要の規定整備を行うものであります。

改正条例の第1条関係は、令和2年12月1日適用でありまして、こちらも先ほどと同じように期末手当の12月の支給割合を0.05月分減額するものであります。12月の期末手当が1.3月が1.25月となりまして、年間の期末・勤勉の支給月は4.50月から4.45月となります。

また、先ほどと同様に、改正条例の第2条関係は令和3年4月1日適用でございまして、期末手当の6月と12月の支給割合を、先ほどの2つの条例同様、均等に改正するものであります。

施行期日は公布の日で、第2条の規定は令和3年4月1日となります。

なお、この条例を準用しております会計年度任用職員の期末手当においても同様の扱いとなります。

12ページの第80号議案、議案資料では11ページとなっております、笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結についてであります。

笠松町公共施設巡回町民バスを購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約について町議会の議決を求めるものであります。

契約金額は3,938万円であります。

契約の相手方は、岐阜市北鶉5丁目57番地の岐阜日野自動車株式会社岐阜支店であります。

契約の方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用による随意契約であります。

納期は、令和3年5月31日までとなっております。

納入場所は、門間1883番地の門間倉庫であります。

物件概要でございますが、日野自動車のポンチョというバスで2台であります。ロングボディのワンドアースライド扉となっております。これまでのバスと違いますのは、5速オートマチックトランスミッションとなっております。特別仕様といたしましては、プラズマクラスター等の装備をつけさせていただきます。

続きまして、13ページから21ページにわたっております、第81号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回、684万円の減額をさせていただきます。

内容は、令和2年の人事院勧告に基づく給与改定の内容については、条例改正の議案において御説明しましたように、議会議員及び特別職に係る12月期末手当の支給率を2.25月から2.20月に引き下げることに伴う減額、並びに6月期末手当における新規の議員さん3人における在職期間割合の減少における減額のほか、一般職及び会計年度任用職員においても期末手当が1.3月から1.25月に引き下げることに伴う減額、一方、出生に伴う児童手当等の増額について所要の補正を行わせていただくものであります。一般会計に係る特別職、一般職の人件費は140万7,000円の減額、特別会計の含めた全体では157万5,000円の減額となっております。

なお、企業会計の上水道と下水については今回補正を行っておりません。

今回の補正につきましては、歳入につきましては、財政調整基金の取崩しを減額することで対応させていただきました。

以上が今回の補正の内容で、人件費絡みが全てであります。

続きまして、22ページから24ページですが、第82号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

8万7,000円の減額をさせていただきます。

24ページの歳出でございますが、総務費、総務管理費、一般管理費において、給与改定に伴う人件費の減額を8万7,000円行っております。また、同様に、歳入のほうですが、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金において、人件費の減額に伴い、一般会計繰入金を8万7,000円減額させていただきます。

最後に、25ページの第83号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

20万9,000円の減額をさせていただきました。

27ページの総務費、総務管理費、一般管理費において、こちらは給与改定に伴う一般職の人件費を18万2,000円減額させていただきます。また、介護認定費の認定調査費におきましては、会計年度任用職員の関係の手当等を減額させていただいております。

歳入におきましては、一般会計からの繰入金を20万9,000円減額させていただくものであり

ます。

以上が、今回提案させていただきました議案でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑・採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第76号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり承認されました。

第77号議案 笠松町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

第78号議案 笠松町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

第79号議案 笠松町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 人事院の勧告に基づいての条例改正だということですがけれども、その人事院の勧告の中で、どのような理由でこの0.05の改正の理由が書かれているか、指示されているのか教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

職員の給与等につきましては、民間における生計費の状況ですとか、事業の従事者の給与等の諸事情を考慮して定めなければならないという大原則がございます。そういった民間の事業所における給与等の実態を調査されまして、その状況下において、現の公務員と民間における支給割合に今回引き下げさせていただく割合の隔たりがあったということで、それに合わせるべく0.05月の引下げを求める内容の勧告となっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） この条例改正って期限切りじゃないですね。この機会に条例改正するのがいつまでということではないですね。ずうっとこの条例の下に今後、給料や報酬の計算をされていくということでの改正ですね。お尋ねします。

○議長（伏屋隆男君） 村井総務部長。

○総務部長（村井隆文君） そのとおりでございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） 公務員として職員の皆さん、このコロナの中で大変なお仕事をしてくださっていると思っております。そうした中で地方公務員、その他国家公務員もですけども、自分たちの暮らしのための要求をする、その機会がないということで人事院勧告で進められていくわけですけども、私は働く者の権利として職員の給与はこのままでいくべきであると、こうして引き下げられることが今必要ではないと思っておりますので、この条例の改正については反対をいたします。

○議長（伏屋隆男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

第80号議案 笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

關谷議員。

○2番（關谷樹弘君） この中の笠松町公共施設巡回バスの契約の金額についてなんですけど、普通、乗用車ですと購入のときに諸費用とか、例えば今運行されているバス2台を退役させて新しいのを購入されると思うんですけど、その場合の例えば下取りとか、そういうものはあるのでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

今現在使っておりますバスにつきましては、平成26年9月に購入をしております、そのときにそれまでに使っておりましたバスにつきましては、公売という形で売れた実績がございます。額につきましては280万円ほどで売れたという実績がありますが、今回2台購入をいたしまして、残りの3台につきましてどうするかというのは今現在検討中であります。以前と同じように公売するのか、どこかに譲渡するのかということも含めて、あと予備車ということでも活用したいと思っておりますので、その辺につきましては今後検討していきたいと思っております。税金等に

つきましては、来年度予算に計上させていただき予定をしております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 關谷議員。

○2番（關谷樹弘君） 分かりました。ありがとうございました。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 岡田議員。

○8番（岡田文雄君） 巡回バスのことですが、色は同じ色なのか、デザインは同じデザインなのか、それから今までスポンサーの看板がいろいろついておりましたが、それがどのような形になって、新たに新しいスポンサーを募集するような看板が増えるのか、その辺のところと、それから下取りはないので、これは競馬場へ寄附するんですかね。その辺のところを教えてください。よろしくお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 3点お答えさせていただきます。

まずデザインでございますが、現在と同じようなデザインを想定しております。やはり住民の皆さんはもう町民バスはあのカラーという認識をしておりますので、同じようなカラーリングを想定しております。

広告につきましては、現在広告協賛していただいております枠と同じ枠を検討しております。新しいバスにつきましては、現在広告掲載いただいております企業の方に再度確認をいたしまして、同じ場所でいくのか、また今回はやめるのかということで、また企業の皆さんと協議をしていきたいと思っております。

下取りということでございますが、新しい2台を買いますと、全部で5台になりますので、1台は譲渡であるとか公売という形、2台は予備車というような形にしたいと現在思っておりますが、門間倉庫の駐車場の問題もありますので、それも併せて検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） バスの中の内装の関係ですが、アンケートを取られたときに、その中で要望のようなものはありませんでしたか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

内装についてのお問合せ、御意見等はありませんでした。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 多くの高齢者、もちろん私ももう高齢者の中ですが、降りるボタンですね、案内する、それがやりにくいところがあるというのが1点と、それからもう一つは、押し車と一緒に乗られるお年寄りも出てきておまして、そういう荷物をちょっと安全に置いておけるところか、引っかけられるところのようなものが必要に思いますけれど、また検討していただけるといいなと。まだそのことも全部含めてこの費用の中に入っているわけですよ。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） バスの内装につきましては、原則規格が決まっている装備になりますが、業者と、例えばボタンを下げることができるのかというのは一度相談をしてみたいと思います。実際できるかどうかは不明ではありますが、そういう点も業者と協議を進めていきたいと思っております。

○議長（伏屋隆男君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 内装も含めてこの経費の中に入っているのか伺います。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） この契約金額の中に内装も含めた額となっております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○5番（川島功士君） ちょっと運用面も含めてですけれども、座席数からいうと、今のように多分車椅子のスペースがあるバスだと思うんですけれども、現状、車椅子を使われる方というのはどのような形での乗車になっているのか、ちょっとお知らせください。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） 車椅子につきましては、運転手の後ろの座席を取り外して、そこに車椅子を乗せられるようになっております。また、入り口のところもスロープを置きまして、そこから上って、固定もできるようになっております。

この車椅子を使われる場合には、事前に役場に連絡をいただきまして、どこで何時に乗るかということをお聞きしましたら、運転手と、職員なり委託業者の方が行って、それを一緒に行うというような流れになっております。年間1件か2件ぐらいというところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

多分そのくらいの頻度でしかないと思うんですけれども、以前、お客さんの中で、たまたま

車椅子が来たもんで時間が遅れてしまっというって立ち話をされている方がお見えになりました。ですので、今のような座席を外してというようなこと、スロープをつけてということになると、時間を食うのは当然の結果だと思っんですけれども、これで運転手の人の手配も予算上つけていただいたので余裕はあると思っんですけれども、例えばやる前にアナウンスをして、車椅子の人が乗られますので少しお待ちくださいとか、御迷惑をおかけしますという声かけは必要だと思っんですがいかがですかということと、あと一件、聞いていたのは、ガラス面積が広いもんで非常にまぶしいと、暑いという話を聞いたんですけど、その辺の対応というのは考えられますか。

○議長（伏屋隆男君） 堀企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

実際遅れたり、車椅子で準備等がかかったときには、もちろん声かけというのは必要ですので、そういう場合には運転手から一声かけていただくようにしていきたいと思っております。

あとガラス面ですが、確かに使用のバスは面積が大きいですが、若干のスモークというか、ちょっと影になるようにはなっております。今のところはあの状態をお願いをしたいと思っておりますが、そういう御要望が多ければ何らかの対応も検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っいます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

第81号議案 令和2年度笠松町一般会計補正予算（第7号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 人事院勧告による職員の給与のマイナス分の計上となっておりますので、その点で反対をいたします。

○議長（伏屋隆男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

討論がないようですので、これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

第82号議案 令和2年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

長野議員。

○10番（長野恒美君） 一般会計と同じ理由で反対をいたします。

○議長（伏屋隆男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

討論がないようですので、これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

第83号議案 令和2年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まずは、本件に対する反対討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

長野議員。

○10番（長野恒美君） 一般会計及び国民健康保険と同じ理由で、この件につきましては反対
します。

○議長（伏屋隆男君） 次に、賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

討論がないようですので、これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成のお方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（伏屋隆男君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よっ
て、令和2年第5回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時46分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年11月30日

議 長 伏 屋 隆 男

議 員 岡 田 文 雄

議 員 川 島 功 士